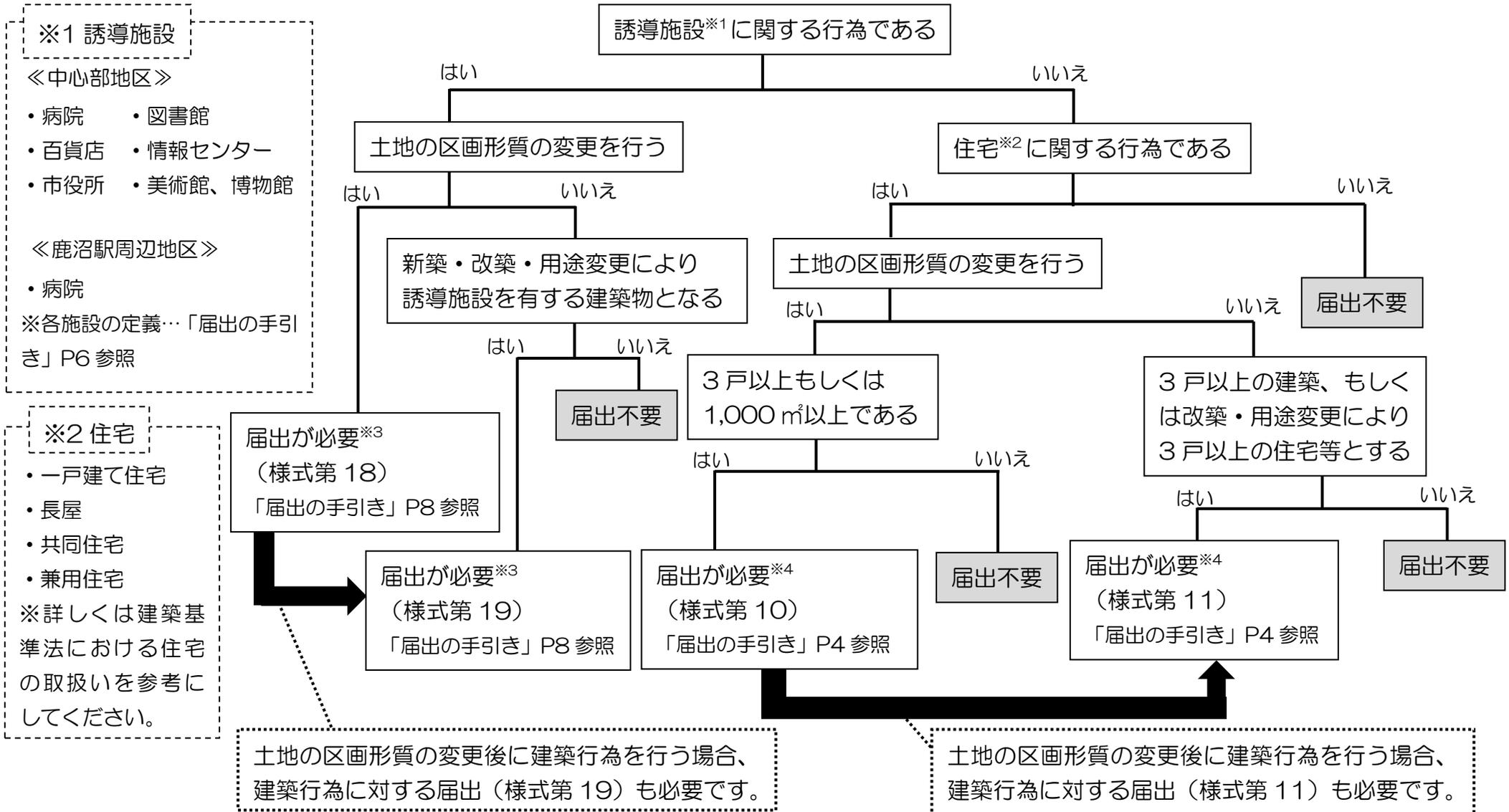


# ①居住促進区域外・都市機能誘導区域外 届出フロー

届出は行為着手の30日前に提出



- ※1 誘導施設
- 《中心部地区》
  - ・病院
  - ・図書館
  - ・百貨店
  - ・情報センター
  - ・市役所
  - ・美術館、博物館
  - 《鹿沼駅周辺地区》
  - ・病院
- ※各施設の定義…「届出の手引き」P6参照

- ※2 住宅
- ・一戸建て住宅
  - ・長屋
  - ・共同住宅
  - ・兼用住宅
- ※詳しくは建築基準法における住宅の取扱いを参考にしてください。

土地の区画形質の変更後に建築行為を行う場合、建築行為に対する届出（様式第19）も必要です。

土地の区画形質の変更後に建築行為を行う場合、建築行為に対する届出（様式第11）も必要です。

※3 仮設のもの等、届出を要しない行為に該当する場合は不要です。「届出手引き」8ページ参照

※4 // 「届出手引き」4ページ参照